

広島県告示第五百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
寿老地三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和四十五年九月二十九日広島県告示第八百十八号で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
広島市佐伯区	五日市二丁目	一一五二番	標柱一号
		二〇五番一	標柱二号及び三号
		二二五番一	標柱四号
		一一五〇番二	標柱五号